

○財務省告示第十六号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十四年十二月十三日に発行した利付国債の  
発行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十五年一月十一日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記 号	二 発行の根拠 の法律及びそ の条項	三 振替法の適 用等	四 発行方法
利付国庫債券（二十年）（第九 回、第一百十一回、第三百十二回、 第三百三十四回及び第三百三十六 回）及び利付国庫債券（三十年） （第十一回、第十五回、第十六 回、第十七回、第十八回、第十 九回、第二十一回、第二十三回、 第二十四回、第二十五回、第二 十六回、第二十七回、第二十八 回、第三十回、第三十一回、第 三十二回及び第三十三回） 財政運営に必要な財源の確保を 図るための公債の発行の特例に 関する法律（平成二十四年法律 第一百一号）第二条第一項 社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定す る利回りに応募した者が加算す る数値をいう。次号において同 じ。）を競争に付して行われる入 札による発行			

五	募入決定の	方	法	割り当てる。	さ	い	も	の	み	の	うち	その	利回り	格差	の	小			
六	発行額	発行	額	額	割	り	当	て	る。	さ	い	も	の	み	の	うち			
七	払込金額	払込	金	額	割	り	当	て	る。	さ	い	も	の	み	の	うち			
八	最低額面金	最低	額	面	金	額	割	り	当	て	る。	さ	い	も	の	うち			
九	振替単位	振替	単	位	の	記	載	又	は	規	定	に	よ	る	振	替			
十	発行行	発行	行	の	記	載	又	は	規	定	に	よ	る	振	替	口	座		
十一	発行価格	発行	価	格	の	記	載	又	は	規	定	に	よ	る	振	替	口	座	
十二	利率	利	率	の	整	数	倍	の	金	額	に	よ	る	最	低	額	面	金	
十三	経過利率	経	過	利	の	整	数	倍	の	金	額	に	よ	る	最	低	額	面	金

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{1 + \left( \frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}}$$

(一) 別表のとおり

は、募入決定の通知を受けた者

は、払込金額の加え、次の算

式により算出した金額を払込

期日に行い込むものとする。

各発行対象国債の面額／子の

総額×各発行対象国債の金利前子

100×各期の発行翌日から経過日

支規に於ける支場合には、 $\frac{365}{\text{経過日}}$

(二) 発行時において、その利率に

係る所得税が源泉徴収され

十四 利息

十五 六 七

償還債の期限  
償還金の額  
入札の基  
準とする  
各発行の  
象国債の

るものとして振替口座簿中の  
 のついでに、前記の算式  
 に、前記の金額から、当該  
 金の百分の二・三・一五（た  
 だ、前記の債の初期の子  
 支払期が平成十四年十二  
 月三十一日以前となる場合  
 は、前記の債の発行日  
 額に、前記の債の発行  
 時、又は、前記の債の  
 住者は、前記の債の  
 に出た金額に、前記の債  
 は、前記の債の発行  
 所得の税率を乗じた金額  
 を、前記の債の発行  
 控除の税率を乗じた金額  
 を、前記の債の発行  
 第十号に規定する  
 発行の各期  
 と、前記の債の  
 算式による  
 うに、前記の債  
 日に、前記の債  
 日に、前記の債  
 同日に、前記の債  
 各発行の債の額面金額×各  
 発行の債の利率／100×1／2  
 （別表のとおり）  
 額面金額の  
 平成十四年十二月  
 成金の額  
 二本証券の  
 日店頭の  
 債の発行  
 各発行の  
 された各  
 象国債の  
 平均値

（利付） （第三十回） （十年庫債） （七） （回） （券）	（利付） （第三十回） （十年庫債） （六） （回） （券）	（利付） （第三十回） （十年庫債） （五） （回） （券）	（利付） （第三十回） （十年庫債） （一） （回） （券）	（利付） （第二回） （百三十） （六年庫債） （十六） （回） （券）	（利付） （第二回） （百三十） （四年庫債） （十四） （回） （券）	（利付） （第二回） （百三十） （二年庫債） （十二） （回） （券）	（利付） （第二回） （百十） （一年庫債） （一回） （回） （券）	（利付） （第二回） （百十） （九年庫債） （九） （回） （券）	名称及び記号
二・四%	二・五%	二・五%	一・七%	一・六%	一・八%	一・七%	二・二%	一・九%	利率（年）
平成十年四月二十六日	平成九年四月二十六日	平成六年四月二十六日	平成六年四月二十五日	平成三年四月二十四日	平成三年四月二十四日	平成十年四月二十三日	平成六年四月二十一日	平成三年四月二十一日	償還期限
六百十五億円	六十八億円	七十五億円	四十億円	七十五億円	三百二十億円	二十三億円	三億円	八十億円	（発行額） （額面金額）

十八 元利金支 日本銀行の単利回りとする。

十九 入札参加 財務大臣から通知を受けた者

二十 払込期日 平成二十四年十二月十三日

（別表）

（（利 第三付 三十年 三）庫 回）債 券）	（（利 第三付 三十年 二）庫 回）債 券）	（（利 第三付 三十年 一）庫 回）債 券）	（（利 第三付 三十年 ）庫 回）債 券）	（（利 第三付 二十年 八）庫 回）債 券）	（（利 第三付 二十年 七）庫 回）債 券）	（（利 第三付 二十年 六）庫 回）債 券）	（（利 第三付 二十年 五）庫 回）債 券）	（（利 第三付 二十年 四）庫 回）債 券）	（（利 第三付 二十年 三）庫 回）債 券）	（（利 第三付 二十年 一）庫 回）債 券）	（（利 第三付 十年 ）庫 回）債 券）	（（利 第三付 十年 ）庫 回）債 券）
二 ・ 〇 %	二 ・ 三 %	二 ・ 二 %	二 ・ 三 %	二 ・ 五 %	二 ・ 五 %	二 ・ 四 %	二 ・ 三 %	二 ・ 五 %	二 ・ 五 %	二 ・ 三 %	二 ・ 三 %	二 ・ 三 %
日年平 九成 月五 十二	日年平 三成 月五 十二	日年平 九成 月五 十一	日年平 三成 月五 十一	三平 月成 二五 十年 日年	日年平 九成 月四 二十九	日年平 三成 月四 二十九	十年平 日十 成二 月四 十八	日年平 九成 月四 十八	日年平 六成 月四 十八	十年平 日十 成二 月四 十七	日年平 六成 月四 十七	日年平 三成 月四 十七
億三 百三 十五	十二 億 円	百十三 億 円	円三百 六十 億	四百 六 億 円	五十 億 円	円百 四十二 億	百六 億 円	億三 百四 十三	百十 億 円	八十 二 億 円	二十 億 円	六十 九 億 円